

政府は 2 月 16 日、中長期的な高齢者施策の指針となる「高齢社会対策大綱」を閣議決定した。公的年金の受給を開始する時期について 70 歳超からも選べる制度の検討を提言している。

少子高齢化の進展や平均寿命の伸びを踏まえ、働く意欲のある高齢者の就労を促すのが目的で、厚生労働省は 2020 年までの法整備を目指している。

安倍首相は 2 月 16 日に開かれた高齢社会対策会議で、「全ての世代が能力を存分に生かして活躍できる社会の実現が重要だ」と述べ、大綱の提言実現を関係閣僚に指示した。

現行制度では、公的年金の受け取りは原則 65 歳からだが、希望すれば 60～70 歳の間から月単位で選択でき、65 歳から遅くなるほど毎月の支給額が 0.7% ずつ増額する仕組みとなっている。

新制度では 70 歳超とする選択肢を設け、支給の上乗せ率も拡充する。増額する分の財源には、支給開始を遅らせたことで生じる財政余力を充て、年金財政の均衡を図る方向だ。

大綱は「高齢者は体力的な年齢は若くなっており、社会との関わりを持つことへの意欲も高い」と指摘し、65 歳以上を高齢者とする画一的な年齢区分の見直しの必要性を強調している。その上で、「60～64 歳の就業率を 2020 年に 67% (2016 年は 63.6%) に引き上げる」「健康寿命は 2020 年に 1 歳以上、2025 年に 2 歳以上延ばす」などの数値目標を掲げた。

高齢者に就労を促す取り組みとしては、① 定年延長や 65 歳以降の雇用延長を行う企業への支援拡充 ② ハローワークへの「生涯現役支援窓口」の設置 ③ 日本政策金融公庫の融資を含めた高齢者の企業支援なども提言している。 (2018.2.16)